

第 6 回消費者行政推進会議提出資料

平成 20 年 4 月 23 日（水）
佐 々 木 毅

目 次

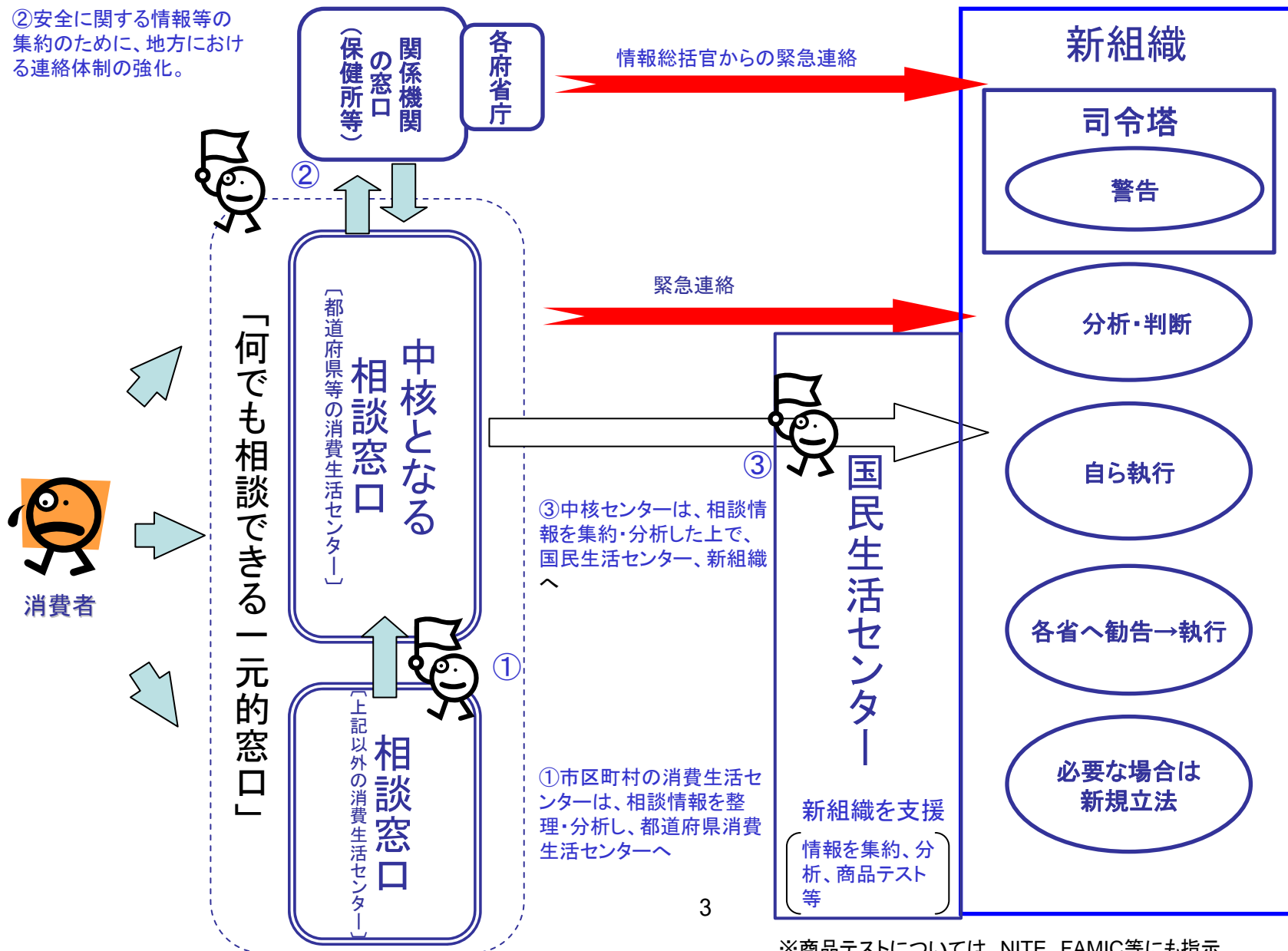
1. 新組織の形態に関する論点整理
2. 一元的窓口と新組織との関係
3. 消費者行政関係法律の一覧
4. 主な消費者関連法担当部局

1. 新組織の形態に関する論点整理

	内閣府に置く独立官庁型(消費者庁)	行政委員会型
原則1 消費者にとって分かりやすい	○一元的窓口や、情報収集、発信の一元化を行うのにふさわしい組織	○同左
原則2 消費者がメリットを十分実感できる		
対象分野(経済取引、安全、表示等)	○消費者問題全般(経済取引、安全、表示等)をカバーすることができる	○同左(公取委型では、取引分野のみ対象)
基本政策の企画・立案	○消費者基本法など基本政策を担当	○消費者基本法など基本政策の企画・立案を担当するのは困難
総合調整	○各省施策の総合調整は可能	○総合調整権限を持つことは困難
勧告	○担当大臣が、各省大臣へ勧告可能	○一般に、各省大臣への勧告権限はない
原則3 迅速な対応(緊急時の司令塔)	○担当大臣、長官の明確な責任体制 ○緊急時に迅速な対応	○合議制組織であり、責任の明確性や迅速性に課題がある
原則4 専門性の確保	○民間採用や他省庁からの人材活用など、消費者行政に関する幅広い専門性の確保・育成が可能	○左に加え、独立性が強いことから、科学的知見に基づく客観的評価がより可能
原則5 透明性の確保	○「消費政策委員会」的なものの活用により、消費者の意見を反映できる	○委員会に消費者委員を入れれば、消費者の意見を反映しやすい
原則6 効率性の確保	○新たに大規模な執行組織を作るのは、非現実的、組織肥大化の批判 ○執行業務の多くについて、地方自治体への権限委譲、委任や、他省庁の出先への委任 → 地方分権との両立 ○最低限の自前の執行組織は必要 → 国民生活センターの活用等も検討	○同左

2. 一元窓口と新組織との関係

②安全に関する情報等の集約のために、地方における連絡体制の強化。



「何でも相談できる一元的窓口」の構築

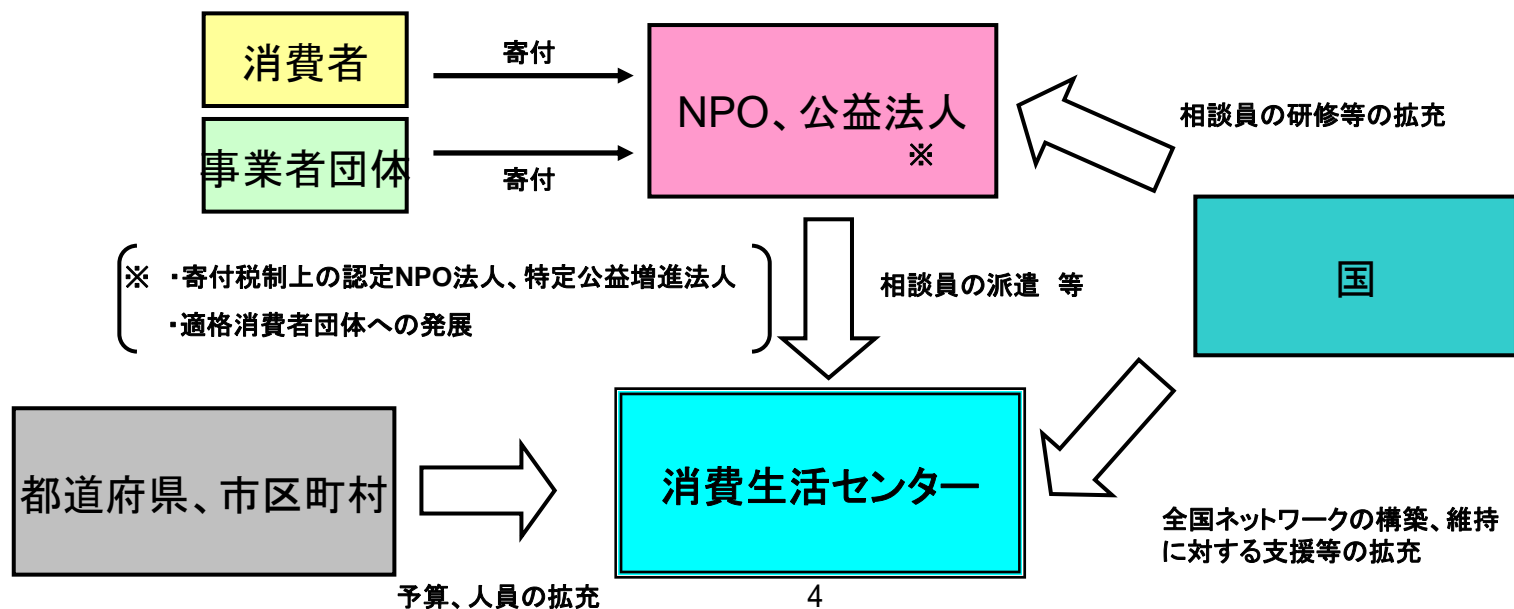
○都道府県等の消費者センターは中核センターとして、また、市区町村の消費生活センターは消費者に最も身近な最前線の窓口として「何でも相談できる一元的窓口」を構成し、全国ネットワークを形成することを法律に位置付け。

○地方自治体自らが消費生活センターに予算、人員の重点配分をする努力が必要。

○こうした地方の取組みを国がサポート。研修、全国ネットワークへの支援等を拡充する。また、地方交付税上の措置や民間が消費者行政に貢献しやすくするような税制上の措置を検討。

○こうした取組みにより、国、地方、事業者、消費者が協力する新たな仕組みを構築する。

【新たな仕組みの1つのイメージ】



3. 消費者行政関係法律の一覧

	内閣府		公正取引委員会	金融庁	警察庁	総務省	法務省	財務省	厚生労働省	農林水産省	経済産業省	国土交通省
	(国民生活局等)	(食品安全委員会)										
基本政策	◎消費者基本法 ◎独立行政法人国民生活センター法	◎食品安全基本法										
	◎個人情報保護法 ◎公益通報者保護法(民事ルール)											
	◎消費者契約法 ◎NPO法								○消費生活協同組合法			
	◎独立行政法人国民生活センター法						○総合法律支援法 ○ADR促進法 ○組織的犯罪処罰法 ○被害回復給付金支給法					
安全	◎製造物責任法(民事ルール)					○電波法			◎家庭用品規制法 ◎食品衛生法		◎消費生活用製品安全法 ◎ガス事業法 ◎電気用品安全法 ◎液化石油ガス保安法 ◎電気事業法	◎道路運送車両法
	◎製造物責任法(民事ルール)	◎食品安全基本法							◎食品衛生法 ◎健康増進法	○農薬取締法 ○BSE法 ○牛肉トレーサビリティ法 ○HACCP法 ○肥料安全法 ○飼料安全法		
	◎製造物責任法(民事ルール)								◎薬事法			
												◎建築基準法 ◎住宅品確法 ◎建設業法
表示			◎景品表示法(行為規制)					◎食品衛生法 ◎健康増進法	◎JAS法	◎家庭用品品質表示法 ◎計量法 ◎不正競争防止法(罰則のみ)	◎住宅品確法	
取引	◎消費者契約法(取引一般に適用)		○独占禁止法(行為規制。取引一般に適用) ◎景品表示法(行為規制。取引一般に適用)		◎無限連鎖講防止法(罰則のみ) ◎探偵業法 ◎警備業法 ◎古物営業法						◎特定商取引法(行為規制のみ) ◎特定商品預託法(行為規制のみ) ◎ゴルフ会員契約適正化法	◎旅行業法
				◎金融商品取引法 ◎金融商品販売法(民事ルール) ◎貸金業法 ◎保険業法 ◎出資法(罰則のみ) ◎投資信託・投資法人法 ◎プリペイドカード法			○利息制限法(民事ルール)				◎割賦販売法 ◎商品取引所法 ◎海外商品先物取引法 ◎商品ファンド法	
						◎特定電子メール送信適正化法 ◎電気通信事業法 ◎プロバイダ責任法(民事ルール) ◎放送法 ◎有線ラジオ放送法 ◎有線テレビジョン放送法 ◎電気通信役務利用放送法					◎特定商取引法(行為規制のみ) ◎電子消費者契約法(民事ルール)	
												◎宅地建物取引業法 ◎住宅品確法 ◎不動産特定共同事業法
その他	○買占め等防止法 ○国民生活安定緊急措置法				○犯罪収益移転防止法 ○特殊開錠用具所持禁止法						○工業標準化法	

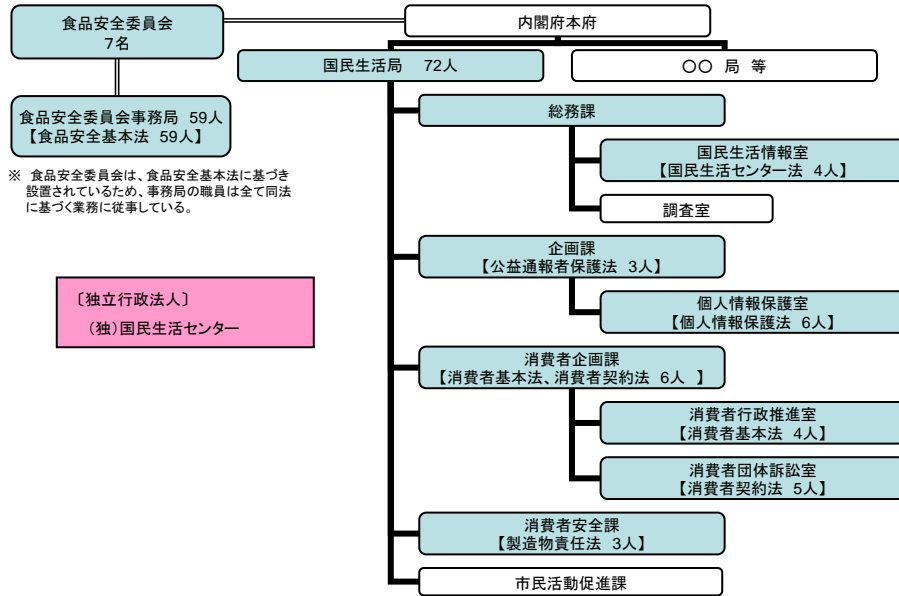
※1 本資料は、未定稿であり、変更がありえる
 ※2 複数の分野にまたがる法律は、複数の欄に名称を記載している
 ※3 複数省庁の共管となっている法律については、中心となって施行等の事務を行っていると思われる省庁にのみ名称を記載している
 ※4 ◎印はワーキング・グループにおいてヒアリングを行った法律、○印はワーキング・グループに資料の提出を受けた法律を意味する

4. 主な消費者関連法担当部局 (第3・4回WGにおけるヒアリング対象法律の担当部局等)

* 主に、第3及び4回消費者行政推進会議ワーキング・グループにおいてヒアリングを行った法律を説明した府省庁の担当部局及び人員配置について掲載。

* 人数については、他法律の業務を兼務している者を含む。

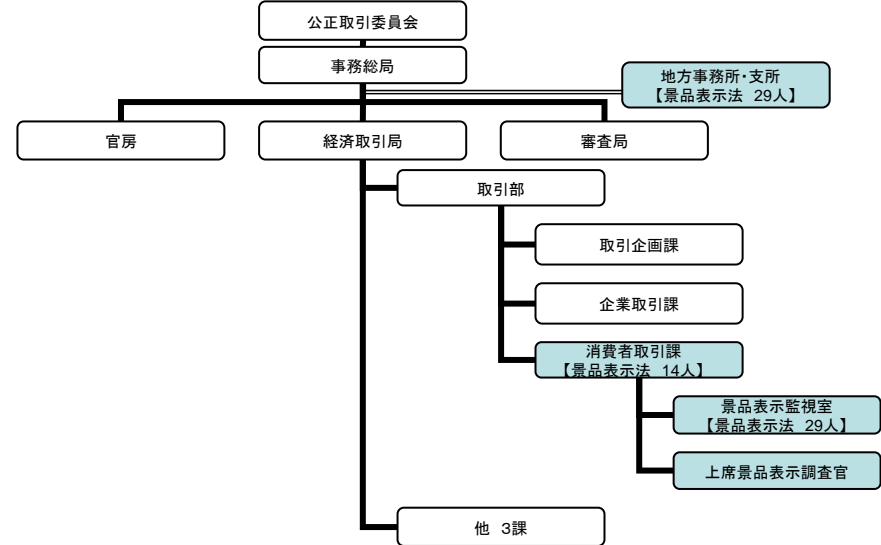
内閣府



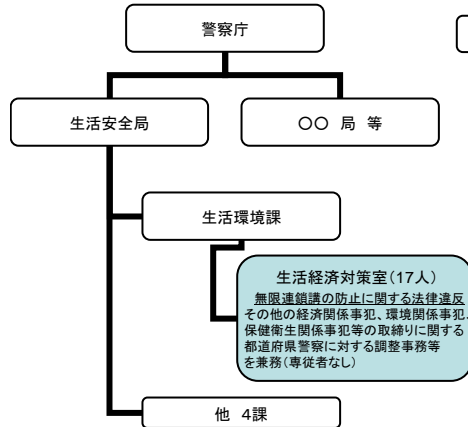
※ 食品安全委員会は、食品安全基本法に基づき設置されているため、事務局の職員は全て同法に基づく業務に従事している。

〔独立行政法人〕
(独)国民生活センター

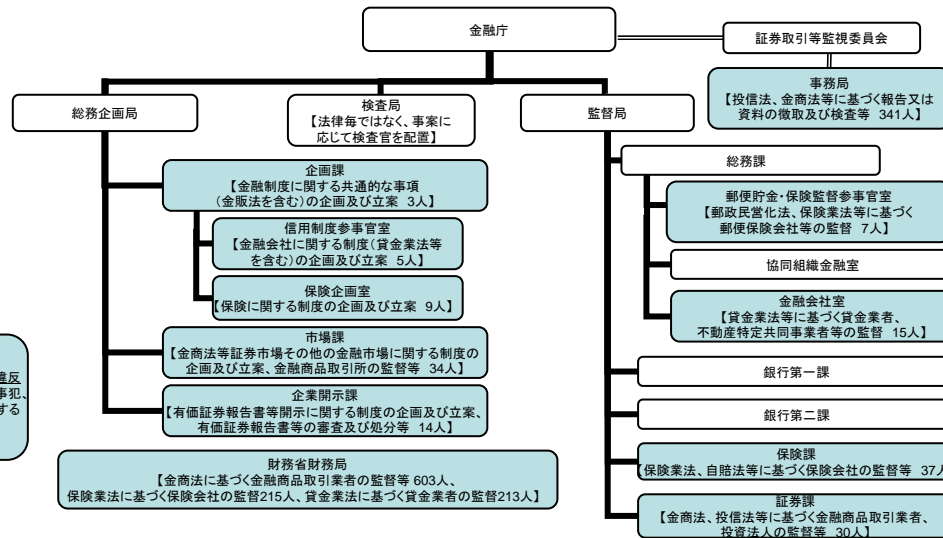
公正取引委員会



警察庁



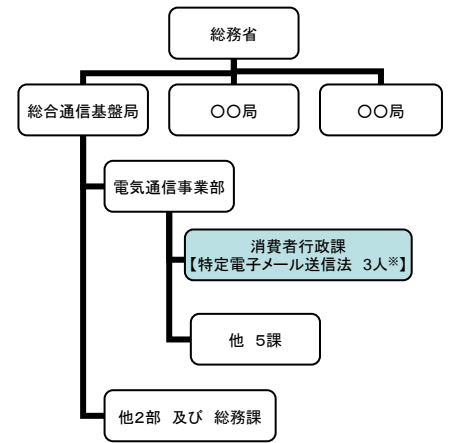
金融庁



※1 金融庁・財務局において当該法律の企画立案・執行に携わっている者の中には、他の法律を併せて担当している者が含まれている。

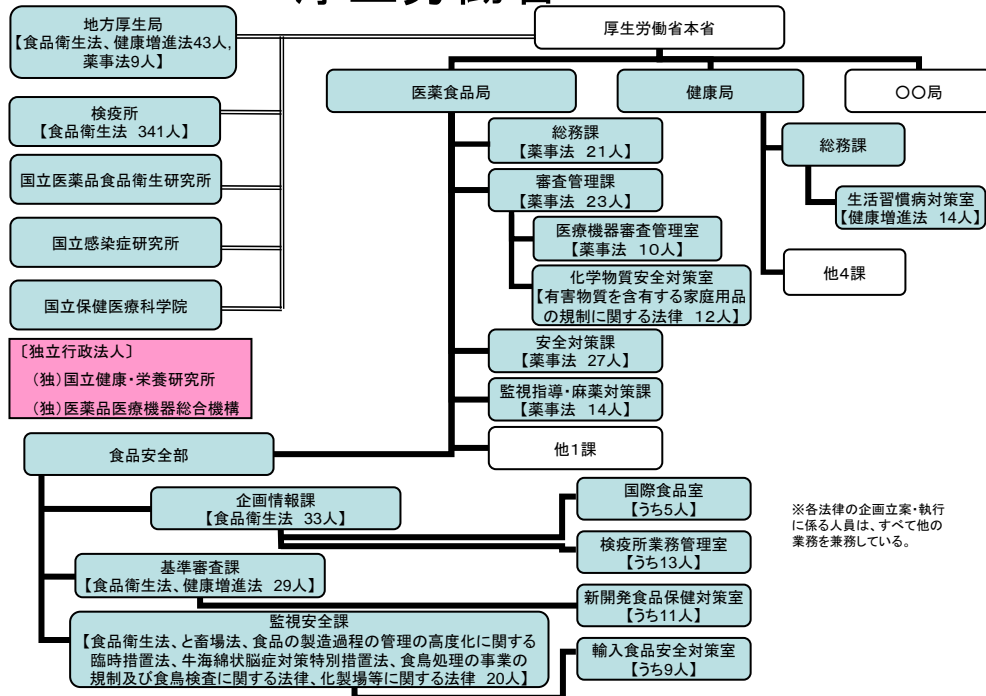
※2 財務局において金商法・保険業法・貸金業法を執行している者間の計数の重複がある。

総務省

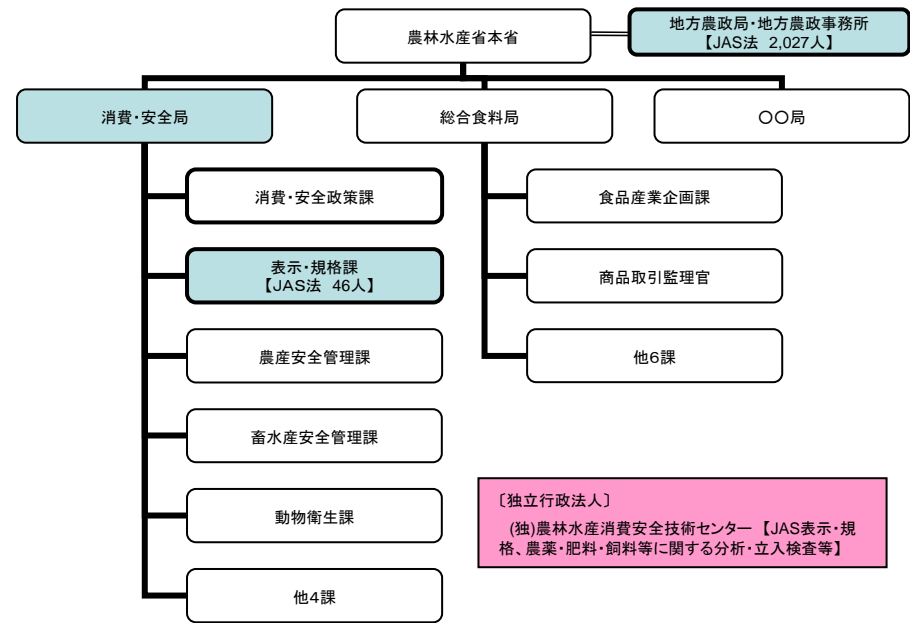


※ 他法律と兼務

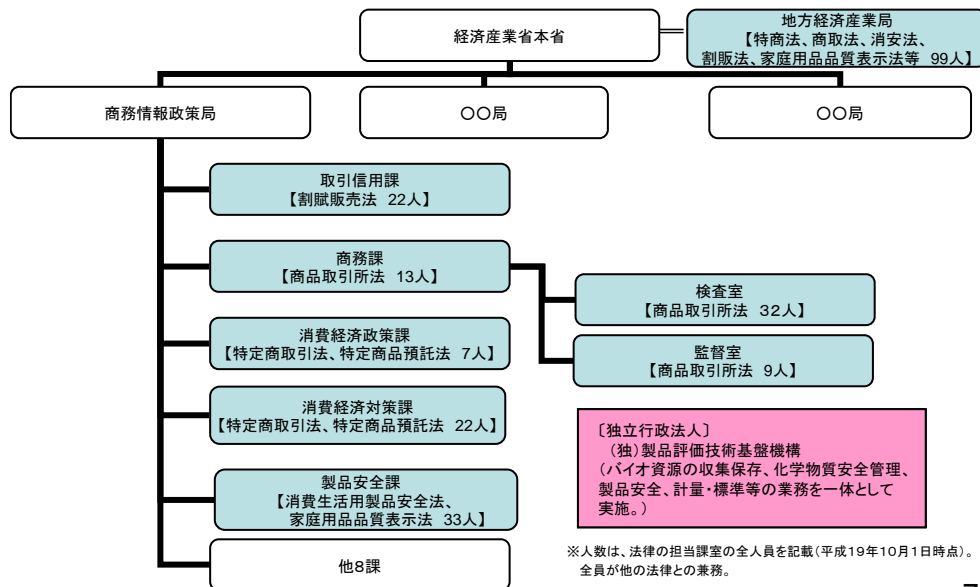
厚生労働省



農林水産省



経済産業省



国土交通省

